

臨床社会学の方法

(48) 「男性相談」から考える男性性ジェンダー問題へのアプローチ

中村 正

はじめに

第23回フェミニストカウンセリング学会に招かれて分科会を担当した。『『男性相談』から考える男性性ジェンダー問題へのアプローチ』と題した企画だった(京都ノートルダム女子大学で2025年5月25日開催)。

登壇者は、報告順に、中村正『『男性相談』から考える男性性ジェンダー問題へのアプローチ』、西井開(一般社団法人UNLEARN・臨床心理士、立教大学社会デザイン研究科)「ジェンダーの視点から見るDV加害者臨床」、宮崎浩一(公認心理師・臨床心理士)『『男性の』性暴力被害男性被害者の相談は男性相談なのか?』、大石諭香(臨床心理士、公認心理師、認定フェミニストカウンセラー)『『男性相談』から考える男性性ジェンダー問題へのアプローチ』であった。

フェミニストの集まりで男性問題に絞ったこともあり、教室は満席となり追加の椅子を用意しなければならない程だった。特記すべきは、単に多くの参加があったということではなく、被害者支援を中軸としたフェミニストカウンセリングの会においてどちらかといえば加害者のこ

と、男性被害者のこと等やや疎遠だったことを話題にした企画が開催されたことである。さらにフェミニストカウンセラーの大石さんが学会員として組織をしてくださったということも追記すべき事項である。被害者支援のなかで男性の課題をめぐってようやく企画が成り立った。ここでは私の報告を紹介しておこう。

1. その企画の趣旨と構成

電話、オンライン、対面による「男性相談」があり、生き方、メンタルヘルス、仕事、人間関係、家族関係、性の悩み等、幅広く相談が展開されている。電話や対面による男性相談が全国で126か所設置されている(2025年3月段階)。男性が相談につながり、生き方、精神衛生、性の悩み、ハラスメント被害相談、人間関係、生活、性癖(性依存問題)、パートナーや家族間の暴力を含む加害被害など多岐にわたる悩みが寄せられている。もちろん地方自治体だけが男性相談に取り組んでいるのではない。たとえば『『男』悩みのホットライン』等、民間での先駆的な取り組みを忘れてはならない。

国の第3次男女共同参画基本計画(平

成22年12月17日、2010年決定)で「男性にとっての男女共同参画」と独自の位置付けがなされた。「男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消に関する調査研究を行うとともに、男性への意識啓発や相談活動などを行う。」とされた。

しかし、自治体主導の相談には、男性相談のもとになる「男性問題とは何か」が共有されていないこともあり、解決の社会資源、相談員の専門性等、課題は山積している。男性性ジェンダーは問題として存在していることもあり共通点はある。その問題の幅は被害から加害まで幅広い。

そこでまずは現実をみってみる。「男性相談」が行っている加害者臨床について(西井)、男性が被害者となる事例の捉え方や対応について(宮崎)、ジェンダーの視点で男性の相談を取りあつかうことの必要性や、男性が相談につながることの社会的意義を考察した。また、女性相談との異同についても検討をくわえた(大石)。男性の相談から拓かれていく地平を確認し、それらを実践の知としてまとめ上げていくことや男性研究の役割(中村)について考えた。

2. 男性相談の意味-カテゴリー化の限界と必要性

もちろん、法律相談、教育相談、福祉相談、学生相談、生活相談、被害相談、消費者相談等、実に多様なものがあり、そこには男性も来談している。したがって、相談の仕方やその内容理解、相談員のケース

ワークにおいても男性性ジェンダー視点が必要になる事例がある。

そして、男性相談として特化させる必要性もある。悩みや困難の相談をとおしてジェンダー公正の実現むけた男性の意識覚醒や社会啓発のためという面がある。悩み方や問題解決の仕方に男性性ジェンダー作用があるからだ。それを支えるようにして男性問題の研究が進み、暴力の定義が更新されてきた

(Stark, E. 2007, *Coercive Control: How Men Entrap Women in Personal Life*, Oxford University Press)。

かなり以前から、権利擁護(アドボカシー)、被害相談、エンパワメント等を軸にして婦人相談・女性相談が続いてきたこと、フェミニストカウンセリングも歴史を刻んできたこととは対照的である。さらに研究面も同じで、ジェンダー研究を女性学が切り拓いてきたことに比べると、男性学は微力だ。そしてようやく関心を持たれつつある男性の被害の相談やその理論化はこれからの課題となっている。他にも、戦争のトラウマとその後の生き方に投影されている男性性ジェンダー研究がある。戦争体験者は高齢化しているが、復員後の人生に暴力がなかったのか、メンタルヘルスはどのような状態だったのか、男性性ジェンダーは傷を覆い隠すように作用していたのではないか等、聞いておかなければならないことはたくさんある。

あるいは非行少年の幼児期逆境体験(ACE's)と反社会的行動の連鎖、つまり被害と加害の交差という課題もかねてより指摘されてきた。また、過酷な競争的環

境に置かれた企業の最前線でメンタルヘルスを悪化させる男性の人生にも同じテーマが潜んでいると推測する。こうした男性の立ち位置に由来する生の傷つきは被害に他ならない。が、社会が保持する男性性ジェンダーによる傷つきとは認知されず、男性問題として定式化できていかなかった。まだまだ未開拓ともいえる男性相談の位置付けについては、男性性ジェンダーの視座と交差させた問題把握の複眼的視野が要る。

他方、男性相談として特化し、類型化すると見えてくる別の特徴がある。それは加害相談である。暴力加害を主訴に来談する男性たちが存在している。子ども虐待で介入された後に担当ケースワーカーから紹介されて父親たちがやってくる。体罰やハラスメントで処分された教師（高校教師と大学教授）、ヘイト発言で処分された研究者、暴力事件を起こした弁護士などが来談する（いやいやであることが多い）。そして、DV被害、ハラスメント被害、いじめや体罰被害、被虐待の相談には男性・少年もやってくる。こうして加害者として悩む人たちを掬い取っている。紆余曲折を経て拓かれてきた男性相談から考えるべき事項はやはり検討に値する。

3. 相談から可視化される「困難な問題を抱える男性」

ジェンダー秩序が牢固に存在している社会における男性の苦難の把握が必要である。しかし「困難な問題を抱える男性」としては定義されず、社会的にも上昇し

てこない。これはDVやストーカー、性被害、生活困窮などの問題を抱える女性を支援するため、昨今の女性を巡る課題を反映させた新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行されたことと対比した言い方でもある。

これには理由がある。男性としてカテゴリー化して苦難を位置付けることは争点となってきた。たとえば次のようなことが指摘できる。①男性の被害として大括りにすると女性の加害や攻撃性を男性と同等に扱い問題視すべきだという主張になり、ジェンダーバックラッシュの契機となるおそれがある。②その結果、男性からのミソジニー（女性嫌悪や女性ヘイト）を強化する。あるいはミサンドリーの言説だと批判が生起する。これは男性への嫌悪感、男性蔑視を表す概念である。男性を一括りにして、嫌悪感を持ったり、差別したりする状態を意味する。③弱者男性論等、「男もつらいよ型」（江原2020）の「平板な男性学研究」を誘発することになる。マジョリティの側にある男性性ジェンダーの批判的な研究が後景に退く。④ジェンダー作用を無視する男女や夫婦の相互作用へと問題を解消させていくこともある。⑤既存の枠のなかにひきもどされる臨床専門知作用（心理臨床化、精神医療化すること）、あるいは暴力問題ではアンガーマネジメント等の技術的な対応が前景化するおそれがあること等である。

4. 男性相談の位置付けかたをめぐる論争

上記諸点は男性の加害への対応と被害の上昇のさせ方について、北米では長く深刻な対立と論争(Dutton,D., 2006

Rethinking Domestic Violence, Univ of British Columbia Pr.)がある。これはあジェンダー視点に関わる暴力対応についての論争である。その内容は加害者対応に影響を与えてきた。

例示すれば、①親密な関係性における被害と加害のあるところに家族療法や夫婦相談は用いないこと、②心理臨床としてのみ扱わないこと、③司法制度が関与すべきこと(ケアとジャスティスの統合という難易度の高い課題であること)、④脱暴力への治療共同体(Therapeutic Community)が介在して機能するべきこと、⑤ジェンダー研究の成果を踏まえたプログラムとすべきこと(単なるアングーマネジメント研修ではなく)等である。

暴力の加害者対応はこうして被害者支援の一環としての加害者対応というかたちで流通することになった。ジェンダーの暴力という言葉はこうした意味をもち、当然のことながらジェンダーを基礎にした対応となり、臨床的な対応というよりはジェンダーの再教育的な内容として、つまり更生として加害者対応が意味づけられることになっている。そして司法が関与してプログラム受講命令制度が連動していればなおのこと更生という面が強くなる。そうすると動機形成や変容への持続にかかわる特別な努力がプログラム提供者には要請される課題となる。こう

して動機づけの低い加害者が多く上昇する。プログラム脱落率も高くなる。

他方、変化する加害男性がいて、プログラム受講は奏功する取り組みとなることもある。加害者の類型についての研究が盛んになっていく。

しかし日本はこうした論争以前の段階にある。加害者対応について司法が無関心でプログラム受講命令制度は未形成である。

5. 男性の困難から男性性ジェンダーを相対化

ジェンダー秩序の強い社会で、男性性ジェンダー問題を上昇させる窓口として男性相談があり、なかでも加害相談が独自のものとして混在しているといえる。加害者対応の公的制度が未形成なので、それらを整序するためにいくつかの民間組織が自主的に加害者と対応している。これらの諸実践は、心理相談に矮小化させたくないと考えているところが多い。もちろん男性性ジェンダーに由来する困難もあり、動機づけ面接法などをおして主訴の交通整理をしていくことになる(男性相談の体系図は下図参照)。

男性の困難にはこんな事例がある。私たち UNLEARN の相談から例示すれば、たとえば、①不妊原因が男性にあり不妊治療している男性が妻に揶揄され暴力となった。②妻方の家族関係に巻き込まれてコントロールされている現代の「婿養子」のような苦悩がもち込まれたこともある。③稼ぎが少ない、男らしくないと妻に罵倒され続ける中年男性は精神的に

ダメージを受けて鬱になっている。④子どもがいるので別れられないというDV被害男性がいる。⑤遺伝子病因を家系的に保持する男性が恋人に真実を告知できずにいらいらが昂じている悩みもある。⑥妻の父母を介護することと仕事が両立せずかなりの無理をし、妻を責めてしまう高齢男性もいる。

しかし加害性を持つので男性相談としてはこのこと暴力の出来事を無視しない。私はこれを「暴力の偏在と遍在」(『現代思想』47(2):64-76 中村 2020)として整序してきた。暴力がある社会構造と個人の行為責任の両面を把握することの重要性だと考えている。

こうして男性相談をとおしてジェンダーも含む社会の歪みが男性の側にも蓄積している様子がわかる。これは少年の被虐待体験が加害に展開していく過程で作用する男性性ジェンダーの把握にも典型的だ。男らしく暴力体験を乗り越えたと思える傾向である。脱暴力の対話のなかにもジェンダーバイアスがある。悩まないことも含めた暴力被害対応(発達被害研究)のなかに宿る、特権性を軸とした男性性ジェンダー作用といえる。被害への自己治療のなかに男性性ジェンダーが機能している。それは暴力の悪循環となるのでその問題解決の仕方をアンラーンすべきだと考えてきた。

また男性の被害への対応も生成途上だ。被害者相談体制や相談理論を組成していく際の男性性ジェンダー作用の位置付けがやはり被害相談においても重要となり、その隘路を拓いていく作業は緒に着いたばかりである。

6. その幼児期逆境体験と暴力の連鎖—DV・虐待は社会病理を重層化させる結節点

家族は子どもが育つ場である。愛着を形成する過程でネグレクトやアブユーズがあると発達が疎外される。ライフコースの全般に渡って否定的な影響があり、小児期逆境体験(ACE)研究が積み重ねられている。『犯罪白書』(令和5年版)が少年非行とACEの関わりを特別調査した。世界保健機構(WHO)は、ACEを「子どもが人生早期に、最も強度で頻回に受けるストレス体験」と定義している。ACEでは、虐待(身体的、心理的、性的)、ネグレクト(身体的、情緒的)、家族の機能不全(親のメンタルヘルスや物質依存の問題、両親間の暴力、同居家族の収監、両親との頻回な離別)の10項目が調査される。18歳までにACEを幾種類も経験すると、神経発達不全や社会的・情緒的・認知的な問題を抱えやすくなり、喫煙、暴飲暴食、薬物依存などのハイリスク行動が増加し、精神疾患や身体疾患の有病率、自殺のリスク、犯罪などの社会適応上の問題、早期の死亡等につながる。特別調査では、少年院にいる少年の体験として、直接の被暴力体験、父母間のDV、心理的暴力など全ての項目において、少年院在院者のほうが保護観察処分少年よりも多く体験していた。

親子と夫婦の関係性は親密さに根ざすが、非対称な関係性である。家族として異なる者同士が相利共生を目指す集団である。子どもは脆弱であるがゆえに人を親にしていく力を持っている。家族は異な

る人間が共棲して生活をし、互いに利益を得ることができる共生関係である。他方、非対称な関係性に由来するパワーが作動し、コントロールが機能しだす。

そうすると脆弱な立ち位置の側には生存のための行動が生起する。家出や非行はその一形態だろう。また、より適応的な行動であってもピグマリオン効果としての場合もある。それは期待に応答する効果のことで場合によっては過適応の社会病理が生起する。さらに不適切なかかわりであるマルトリートメント、愛着が形成されないネグレクト、母であり妻へのモラルハラスメントも広い意味での逆境的な体験となっていく。こうした相互作用の磁場をみるのが家族病理の事例アセスメントには必要となる。

たとえばマインドコントロールする親のもと、その親の心を読み同一化する、マインドリーディングする子どもという関係性が生まれる。もちろん被暴力体験があっても暴力を振るわない子どもたちも多い。これは暴力の研究ではさらに究明すべきであり、何が暴力を振るわせるのか、非暴力の選択との分岐点には何が作用していたのか、予防的な観点でも大切となる究明ポイントだろう。

7. 男性問題として考えてみる—男性性ジェンダー作用を交差させて

DVと虐待は交差している。面前DVが典型である。先の『犯罪白書』のなかの特別調査でもジェンダー差のことは触れられている。ACE経験有りが少年院在院者の男子86.8%、女子94.6%、保護観察処

分少年の男子49.7%、女子69.3%で、どちらも女子のACEありの構成比が高かったという。私は、男性が被害を被害として訴えにくい、あるいは被害を否認し、より男性的に振る舞ってきた様子が男子の相対的な少なさの背景にあるのではないかと推測する。これは男性の暴力加害相談からの体験である。そこに介在しているのは男性性ジェンダー作用である。

こうした位置づけを背景にして、有害な男性性、不安定な男性性、困難な問題を抱えた男性たち向けに、より適切なかたちで自らの困難を自責的、抑制的ではなく「悩み」として吐露できる、つまり言語化できる男性相談の窓口が有益だと考え、実践してきた。問題を問題として認識させず、時には暴力の方へと行動化させるような困難を克己することを鼓舞することで自己抑圧を強めるような男性性ジェンダーを転換する選択肢が少なすぎる。

男性相談はこの過程に男性問題という補助線を引くことを可能にする言語化体験である。そのなかには暴力行動があればその加害行為を言葉にすることをめざす。少なくとも身体的暴力は認めることはできるはずだ。自己のなかに責任と意思を語る言葉を内面化することと、社会的な価値としての脱暴力や倫理、人権という社会の責務と課題を引き寄せて考えていくこと、その過程で行動化の別の選択肢を開発していくこと等をめざす。一人ではできない脱暴力の取り組みである。

述べてきたような男性相談という特化した場が、こうした意味で重要になる。脱暴力と男性性ジェンダーを重ねて自責と引責のなかに取り込むことをとおした加

害者対応となる。そして身体的暴力を認めた上で、それを正当化することが多く、相手も悪いという他罰性が強くなることも格闘する。つまり正当化する言い訳の語彙と文脈の修正へと展開する。加害者対応はこうした思考と認識に宿る不正義を解消するための対話的实践に他ならない。

8. 脱暴力への取り組み—UNLEARNの試みの紹介

加害者は何をしても変わらないという意見がある。表面的で狡猾な加害者になるだけだという意見もある。加害者は多様なので、そういう特性の人もあるが、こうした意見は、加害者対策を無策に放置することになる。実際、DV防止法制定以降、加害者対策は進んでいない。DV、虐待の暴力をすべて犯罪化するわけにもいかないが、放置しておくことはできない。私はかねてよりプログラム受講命令やケア受講指示がある諸外国の事例を紹介してきた。動機づけの弱い層を対象者にして脱暴力をめざすプログラムの組み立てと援助実践はたんなる心理臨床では対応できないことを学んできた。司法が関与してそうした命令制度があると司法臨床となる。日本ではそうしたものはない。

社会病理としてDVや虐待の暴力を位置付けた以上、社会課題としての解決のための制度と政策が必要となる。暴力を社会病理として扱うということは、臨床社会学的な政策、制度、実践の体系化を意味する。加害者個人の責任だけでなく、加害者対応を組成しないということは暴

力を放置することになるので、不作為の責任が制度や政策にはある。それを取り除く社会的な仕組み(システム)が組成されなければならない。暴力を振るう個人への対応と、暴力を許容している社会の構造の改善が共に必要となるのが暴力の社会病理という言い方である。加害者は変わらないという根拠のない言説は、変わりたいと思う加害者がいて、一人では脱暴力が取り組みにくいという事情のなかで、せめてその層に届くアクションを講じるべきである。その層が何らかの変容を遂げていけばそれを汎化していくことになる。

こうした見地から、内閣府でのDV加害者対策の構築に関与してきた。さしあたり、地方自治体と連携して加害者対応が可能な諸団体が地域社会での脱暴力の社会資源となるようにすべきだと提案した。現在、京都府をはじめとしていくつか自治体が提供している。筆者が設立した一般社団法人UNLEARNが京都府の委託を受けて実施している。年24回のグループワークプログラムと年100コマ程度の個人相談を提供している。また、子ども虐待についても大阪市と堺市の児童相談所と連携し、男親塾として虐待する父親向けのプログラムを年24回、ケースワーカーと連携した個人相談を随時実施している。高齢者虐待についてはケアマネジャー向けの事例検討会を開催している。

これら是对話をとおした脱暴力のためのサークルである。対話をとおして双方が別の地平へといたること、意見の一致ではなく未知な可能性を探る。それまで

みえていなかった選択肢をつくりだすことでもある。新しい鞘をつくることであり、元鞘に収まるのではないことも目指している。

そして男性性ジェンダー作用のことも重視してきた。長く習慣的に身につけてきた行動や意識を変革することは一人では難しい。UNLEARNは「学びほぐし」「学びなおし」として社会の側からの意識的な仕組みとして存在している。被害者の救済が徐々に進みつつある一方、加害者個人への対応や、暴力を生み出す組織文化や制度の変革はこれからである。地域健康社会づくり、安全と安心の家族構築にとってこうした取り組みは意義があるといえる。男性学研究、臨床社会的なソリューションの体系をまとめるラボ的機能も一般社団法人 UNLEARNは果たしていきたい。

9. 男性性ジェンダー作用はマジョリティとしての無自覚さをつくりだす

男性性ジェンダー作用を加害者対応と紐づける。もちろん脱暴力の取り組みは男性だけが対象ではない。とはいえ男性の加害者が多く浮上しているため、彼らには男性性ジェンダー視点を持ったアプローチとしている。

ジェンダーのカテゴリーとしての男性はマジョリティの側に位置する。マジョリティは特権を持つ。それは男性性のもつ支配性を覆い隠す作用である。ジェンダーのことを考えなくてもよいように生活し、働き、生きることのできるジェンダー作用といえる。男性中心主義社会のな

かを生きているからだ。例えとして「下駄を履いて生かされている」と言われることが多い。履いている下駄が見えないともいえる。女性役割とほぼ等価なケア役割によってその下駄がつくられている。母親役割ともいえるだろう。こうして「ケアされる存在」としての男性性ジェンダーは、自らが依拠している非対称な関係性に無自覚となる。これは特権がもつ権力性といえるだろう。

こうした仕組みになっていることを可視化するのがジェンダーの視点である。たとえばイクメンという言葉がある。非対称な関係性を反映した言葉である。イクウーマンという言葉が対としてあるわけではない。介護を担うケアメンもそうだ。ケアウーマンという言葉はない。かつてワーキングファザーと名乗って子育ての記事を書いたら新聞社の校閲部から却下されたことがある。ワーキングウーマンという言葉は流通していたにもかかわらず。対になる言葉がない場合は社会のなかに非対称性があるということだ。

しかもこうした分類は男女の二分法を招きやすい。ともすると男性が暴力的であるかのように類型化されがちとなる。カテゴリー化の弊害である。マジョリティとして男性の特権を位置付けてみえてくることは有益だが、類型化する思考の弊害も視野に入れるべきだろう。両睨みとなる。

また、二分法が強いと、特権をもたない男性という定義が登場する。これを弱者男性論として主題化する人たちがいる。また、男もつらいよ型の知として平板な男性学が隆盛する契機にもなる（江原由

美子、2020『男はつらいよ型男性学』の限界と可能性—ポジショナリティ論とグローバル化との関わりで—『女性学』27巻:10-22)。

そしてフェミニズムを批判し、女性を嫌悪する意識も紛れ込んでいる。これはミソジニー(女性嫌悪)である。弱者男性論や男もつらいよ型男性学を強調する考え方は、ジェンダー論が男性批判に傾斜していると批判する。ミサンドリー、男性嫌悪に偏る傾向があるという。

また、加害と被害がここに重なるとその類型化は敵対的な様相を帯びる。私は「暴力の遍在と偏在—その男の暴力なのか、それとも男たちの暴力性なのか—」として整理してきた。暴力を肯定するような男らしさの文化があることと、それが特定の行為や個人に沈着していく過程があることを指摘してきた。最新の議論としてはセクショナリティとして階層性や属性の輻輳を考察するようになっているので、こうした俗説的な言い方ではないアプローチとしていくべきだろう。

その上で、男らしさの文化がマジョリティとして特権を含んで成立していることを男性相談やグループワークで語られるエピソードから取り出すことを意識的に追求している。ボトムアップで生成させる事例群が膨大に蓄積されていく。グループワークでは他の男性のエピソードナラティブを聴きながら自分の経験に照らし合わせて考えていく。

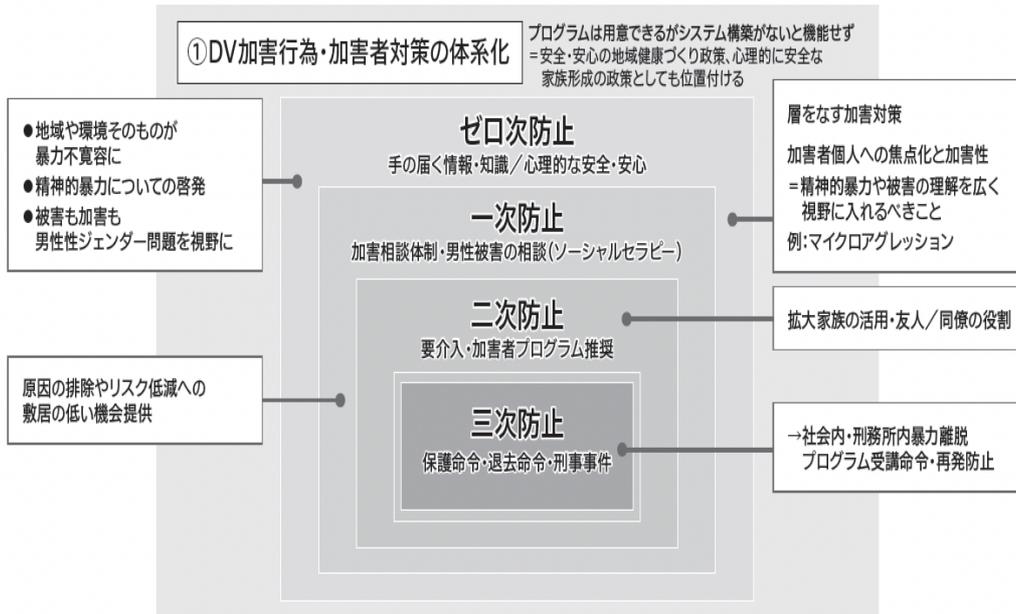
名付けていくと、モラルハラスメント、ガスライティング、マイクロアグレッション、無視、無意識のバイアス等となるが、エピソードなのでリアリティがある。そ

してどうすればよかったのかという気づきのあとの行動変容へとつながる語彙を増やしていく。問題を指摘し、語る言葉は多いが、そこから脱出し、変容を促す語彙が未開発なことが見えてくる。

たとえばグループワークで「Iメッセージ」を伝えているが、「I」だと思って語り出す言葉や文脈がすでに男性性ジェンダーによってかたどられている。「自分らしさ」という観念も同様だ。男性性ジェンダーにまみれた「I」や「自分らしさ」の語彙や言葉それ自体を更新しなければ脱暴力に向かう人生の再著述、加害のナラティブの更新は難しい。

これに対応させ、マイクロアファームンションというアプローチへと展開していく。マジョリティの特権に近いこうした汚染された語彙や文脈を更新していくナラティブと行動を組織していく契機となるのが男性相談だと考えている。そうすると相談者も同じように伴走していく必要がある。ジェンダーの社会構造に届くような批判的男性学の展開はこうした姿勢から生成する。男らしさのUNLEARNそのものである。男性相談の役割は大きい。

*参考「アンラーン UNLEARN の取組—ジェンダー公正な社会づくりに向けた男性のアクション」『月刊 We learn』(公益財団法人日本女性学習財団)2025年6月号)で男性相談の体系を下図のようにまとめた。



2023年5月内閣府・男女共同参画審議会/女性に対する暴力に関する専門調査会で筆者が提案